令和２年第４回市会定例会
議案等提出一覧

Ⅰ　一　般　議　案　　４６件

１　地方自治法第180条に基づく専決処分報告	４件	市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告　ほか３件
２　条例の一部改正	12件	横浜市手数料条例の一部改正　ほか11件
３　埋立地の確認等	２件	中区南本牧４番の１等地先公有水面埋立地の確認　ほか１件
４　道路の認定廃止	１件	末吉橋第315号線等市道路線の認定及び廃止
５　財産の取得等	11件	
(1) 財産の取得	10件	港北区民文化センター（仮称）用建物の取得　ほか９件
(2) 財産の取得の変更	１件	瀬谷区民文化センター（仮称）用建物の取得の変更
６　損害賠償額の決定	１件	消防訓練塔の設置及び管理のかしによる事故についての損害賠償額の決定
７　指定管理者の指定	10件	地区センターの指定管理者の指定　ほか９件
８　公共施設等運営権の設定	１件	みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権の設定
９　その他	１件	当せん金付証票発売の限度額
10　契約の締結	３件	都田地区センター（仮称）及び都田地域ケアプラザ（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結　ほか２件

Ⅱ　予　算　議　案　　１件

１　補正予算	１件	令和２年度横浜市一般会計補正予算（第４号）

合　計　　４７件

令和２年11月27日発送

令和２年12月４日提出

Ⅰ　一般議案

件　　名	概　　要
1　地方自治法第180条に基づく専決処分報告（4件）	
市報第17号 市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告	市営住宅使用料の滞納に係る和解 和解の成立　件数:17件　総額:約2,956千円　平均:約174千円／件
市報第18号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 こども青少年局 1件　資源循環局 16件　都市整備局 1件 道路局 4件　消防局 8件　鶴見区 1件 旭区 2件　緑区 1件 合計：34件　総額：約5,221千円　平均：約154千円/件
市報第19号 変更契約の締結についての専決処分報告	契約金額の変更（3件） ※各変更契約については6頁参照
市報第20号 横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係規定の整備 （内　　容）「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める （専決年月日）2年9月25日
2　条例の一部改正（12件）	
市第57号議案 横浜市手数料条例の一部改正	（内　容）①食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴い、営業許可申請手数料の規定を整備する　②農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、適合施設認定申請手数料を定める　③と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく検査に係る手数料の削除　等 （施行日）公布の日　等　（関係議案）市第60号議案
市第58号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正	市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等の改正 （内　容）指定特定非営利活動法人として指定するための基準から認定特定非営利活動法人でないこととの基準を廃止する　等 （施行日）公布の日
市第59号議案 横浜市公会堂条例の一部改正	港南区総合庁舎整備事業により整備する港南公会堂の会議室の面積増に伴い、会議室の利用料金を改定する （内　容）①平日：1日につき 2,500円 → 3,100円 ②日曜日、土曜日及び休日：1日につき 3,000円 → 3,720円　等 （施行日）規則で定める日
市第60号議案 横浜市食肉衛生検査所条例の一部改正	と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく検査に係る手数料の納付に関する規定の整備 （内　容）手数料を後納とする　等 （施行日）公布の日　（関係議案）市第57号議案
市第61号議案 横浜市下水道条例の一部改正	一般下水道の土地占用料の改定 （内　　容）第一種電柱 1本につき 3,000円 → 3,100円／年 通　　路 幅員が2.5メートル以下のもの 1㎡につき　250円 →　260円／年　等 （施 行 日）3年4月1日 （関係議案）市第62号議案・市第64号議案・市第65号議案・市第66号議案

市第 62 号議案 横浜市公園条例の一部改正	公園の占用に係る使用料の改定及び指定管理者に管理を行わせる公園の追加 （内　　容）①使用料の改定：第一種電柱　１本につき 3,000円 → 3,100円／年、第三種電柱　１本につき 6,300円 → 6,400円／年　等 ②指定管理者に管理を行わせる公園の追加：金沢八景権現山公園（金沢区） （施 行 日）３年４月１日　等 （関係議案）市第61号議案・市第64号議案・市第65号議案・市第66号議案
市第 63 号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正	地区計画の都市計画変更に伴う建築物等の制限の変更 （内　容）北仲通北再開発等促進地区地区計画の都市計画変更に伴い、地区整備計画区域内における建築物の敷地等の制限を定める （施行日）公布の日
市第 64 号議案 横浜市道路占用料条例の一部改正	道路占用料の改定 （内　　容）第一種電柱　１本につき 3,000円 → 3,100円／年 看　　板　１㎡につき12,000円 → 14,000円／年　等 （施 行 日）３年４月１日 （関係議案）市第61号議案・市第62号議案・市第65号議案・市第66号議案
市第 65 号議案 横浜市河川占用料条例の一部改正	河川の土地占用料の改定 （内　　容）一般下水道の土地占用料と同様の改定 （施 行 日）３年４月１日 （関係議案）市第61号議案・市第62号議案・市第64号議案・市第66号議案
市第 66 号議案 横浜市港湾施設条例の一部改正	港湾施設占用料の改定 （内　　容）第一種電柱　　１本につき 3,000円 → 3,100円／年 第一種電話柱　１本につき 2,700円 → 2,800円／年　等 （施 行 日）３年４月１日 （関係議案）市第61号議案・市第62号議案・市第64号議案・市第65号議案
水第 4 号議案 横浜市水道条例の一部改正	増大する水道施設の更新・耐震化に対応するための水道料金の改定 （内　容）①平均改定率は12.0％とする　②料金体系は用途別から口径別とする　等 （施行日）３年７月１日　等　　※７頁参照
市第 67 号議案 横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正	学校給食費の改定 （内　容）中学校及び義務教育学校後期課程において実施する給食（デリバリー型）の給食費の上限額を日額330円に定める （施行日）３年４月１日
３　埋立地の確認等（２件）	
市第 68 号議案 中区南本牧４番の１等地先公有水面埋立地の確認	本市の区域内に新たに生じた土地の確認 確認区域：中区南本牧４番の１から４番の３まで、４番の７及び４番の８地先公有水面埋立地　地積：139,559.85㎡ 確認区域：中区南本牧７番の３、７番の７及び７番の８地先公有水面埋立地　地積：66,320.35㎡ 合計　205,880.20㎡ （関係議案）市第69号議案
市第 69 号議案 中区における町区域の変更	埋立地の編入に伴う町区域の変更 （町　　名）中区南本牧 （関係議案）市第68号議案

4 道路の認定廃止（1件）	
市第 70 号議案 末吉橋第315号線等市道路線の認定及び廃止	（認　定）末吉橋第315号線など７路線 （廃　止）六角橋第119号線など16路線 合計23路線

5 財産の取得等（11件）	
(1) 財産の取得（10件）	
市第 71 号議案 港北区民文化センター（仮称）用建物の取得	港北区民文化センター（仮称）に充てるため、建物を買い入れる （所　在）港北区綱島東一丁目 （構　造）鉄筋コンクリート造地下２階地上29階建の一部：2,998.05㎡ （相手方）新綱島駅前地区市街地再開発組合 （金　額）4,757,102千円（単価：約1,587千円）
市第 72 号議案 金沢区釜利谷町所在土地の取得	緑地（大丸山近郊緑地特別保全地区の一部）を保全するため、土地を買い入れる （所　在）金沢区釜利谷町字関ケ谷奥2,233番の11　ほか （地　目）山林及び雑種地　（地　積）29,789.02㎡ （相手方）京浜急行電鉄株式会社 （金　額）約241,291千円（単価：約８千円）
市第 73 号議案 鶴見区ほか２区内の市立小学校用コンピュータの取得	情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する （内　容）タブレット型コンピュータ　30,047台 （金　額）約1,350,823千円（単価：約45千円）
市第 74 号議案 南区ほか２区内の市立小学校用コンピュータの取得	情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する （内　容）タブレット型コンピュータ　30,300台 （金　額）約1,362,030千円（単価：約45千円）
市第 75 号議案 保土ケ谷区ほか２区内の市立小学校用コンピュータの取得	情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する （内　容）タブレット型コンピュータ　30,504台 （金　額）約1,371,872千円（単価：約45千円）
市第 76 号議案 港北区及び都筑区内の市立小学校用コンピュータの取得	情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する （内　容）タブレット型コンピュータ　32,352台 （金　額）約1,455,161千円（単価：約45千円）
市第 77 号議案 中区ほか３区内の市立小学校及び市立義務教育学校（前期課程）用コンピュータの取得	情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する （内　容）タブレット型コンピュータ　33,929台 （金　額）約1,525,346千円（単価：約45千円）
市第 78 号議案 緑区ほか２区内の市立小学校及び市立義務教育学校（前期課程）用コンピュータの取得	情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する （内　容）タブレット型コンピュータ　33,366台 （金　額）約1,500,953千円（単価：約45千円）
市第 79 号議案 鶴見区ほか９区内の市立中学校及び市立義務教育学校（後期課程）用コンピュータの取得	情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する （内　容）ノート型コンピュータ　41,028台 （金　額）約1,552,500千円（単価：約38千円）
市第 80 号議案 保土ケ谷区ほか７区内の市立中学校及び市立義務教育学校（後期課程）用コンピュータの取得	情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する （内　容）ノート型コンピュータ　40,571台 （金　額）約1,538,777千円（単価：約38千円）

(2) 財産の取得の変更（1件）	
市第 81 号議案 瀬谷区民文化センター（仮称）用建物の取得の変更	消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う単価及び金額の変更 （単　価）　1,370,354円 →　1,390,480円 （金　額）2,167,489,160円 → 2,199,322,200円

6　損害賠償額の決定（1件）	
市第 82 号議案 消防訓練塔の設置及び管理のかしによる事故についての損害賠償額の決定	本市の義務に属する損害賠償額の決定 （損害賠償額）51,188,947円　（被害者）株式会社キーサイド （事故概要）令和元年９月９日頃磯子区杉田五丁目において消防訓練塔が台風により倒れて被害者の船舶４艇に接触し、これらを破損した

7　指定管理者の指定（10件）	
市第 83 号議案 地区センターの指定管理者の指定	（名　　称）中屋敷地区センター（瀬谷区中屋敷二丁目） （指定管理者）株式会社清光社 （中区山下町１番地） （指定期間）３年４月１日～８年３月31日
市第 84 号議案 公会堂の指定管理者の指定	（名　　称）港南公会堂（港南区港南中央通） （指定管理者）株式会社清光社 （中区山下町１番地） （指定期間）港南区総合庁舎整備事業により整備する港南公会堂の供用開始の日～８年３月31日
市第 85 号議案 横浜市技能文化会館の指定管理者の指定	（名　　称）技能文化会館（中区万代町） （指定管理者）株式会社明日葉 （東京都港区芝４丁目13番３号） （指定期間）３年４月１日～８年３月31日

市第 86 号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

名　称（施設所在地）	指定管理者	
	名　称	所在地
戸部本町地域ケアプラザ（西区戸部本町）	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町６丁目31番地
藤棚地域ケアプラザ（西区藤棚町）	同	同
宮崎地域ケアプラザ（西区宮崎町）	社会福祉法人ハマノ愛生会	西区浅間台６番地

（指定期間）３年４月１日～８年３月31日

市第 87 号議案

保護施設の指定管理者の指定

名　称（施設所在地）	指定管理者	
	名　称	所在地
浦舟園（南区浦舟町）	社会福祉法人神奈川県匡済会	泉区和泉町6,181番地の２
中央浩生館（南区中村町）	社会福祉法人横浜市社会事業協会	泉区下飯田町355番地

（指定期間）３年４月１日～８年３月31日

市第 88 号議案 横浜市寿生活館の指定管理者の指定	(名　　称) 寿生活館（中区寿町） (指定管理者) 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会 （中区寿町４丁目14番地） (指 定 期 間) ３年４月１日～８年３月31日
市第 89 号議案 横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定	(名　　称) 生活自立支援施設はまかぜ（中区寿町） (指定管理者) 社会福祉法人神奈川県匡済会 （泉区和泉町6,181番地の２） (指 定 期 間) ３年４月１日～８年３月31日
市第 90 号議案 横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定	(名　　称) 高齢者保養研修施設ふれーゆ（鶴見区末広町） (指定管理者) ふれーゆコミュニティーサポート 代表者　ナイスコミュニティー株式会社 （鶴見区鶴見中央三丁目２番13号） (指 定 期 間) ３年４月１日～８年３月31日
市第 91 号議案 横浜市スポーツ医科学センターの指定管理者の指定	(名　　称) スポーツ医科学センター（港北区小机町） (指定管理者) 公益財団法人横浜市スポーツ協会 （中区尾上町６丁目81番地） (指 定 期 間) ３年４月１日～８年３月31日
市第 92 号議案 横浜市総合保健医療センターの指定管理者の指定	(名　　称) 総合保健医療センター（港北区鳥山町） (指定管理者) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団 （港北区鳥山町1,735番地） (指 定 期 間) ３年４月１日～８年３月31日
8　公共施設等運営権の設定（１件）	
市第 93 号議案 みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権の設定	(名称) みなとみらい公共駐車場 (立地) 西区みなとみらい一丁目３番の１の一部　(面積) 51,051.30㎡ (運営権者) 株式会社横浜国際平和会議場 （西区みなとみらい一丁目１番１号） (運営等の内容) ①統括管理業務　②運営業務　③維持管理及び保全業務 (運営権の存続期間) ３年４月１日～22年３月31日 (議決根拠) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第４項
9　そ　の　他（１件）	
市第 94 号議案 当せん金付証票発売の限度額	令和３年度における公共事業等の費用の財源に充てる当せん金付証票（宝くじ）の発売限度額を定める (発売年度) 令和３年度　(発売限度額) 31,000,000千円 (議決根拠) 当せん金付証票法第４条第１項
10　契　約　の　締　結（３件）	
市第 95 号議案 都田地区センター（仮称）及び都田地域ケアプラザ（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結	鉄骨造２階建　１棟 (工事場所) 都筑区東方町655番地の４ (契約金額) 613,800,000円　(完成期限) ４年２月28日 (契約相手) 株式会社小俣組
市第 96 号議案 資源循環局金沢工場監視制御設備改修工事請負契約の締結	監視制御装置改修工事、伝送システム改修工事　各一式 (工事場所) 金沢区幸浦二丁目７番地の１ (契約金額) 1,049,400,000円　(完成期限) ４年７月29日 (契約相手) 東芝インフラシステムズ株式会社
市第 97 号議案 緑園義務教育学校整備工事（第２工区建築工事）請負契約の締結	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造２階建　１棟、既存校舎改修工事、外壁改修工事　各一式 (工事場所) 泉区緑園五丁目27番地の１ (契約金額) 1,650,000,000円　(完成期限) ４年３年18日 (契約相手) 馬淵・小雀建設共同企業体

市報第19号　変更契約の締結についての専決処分報告

専決年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）				変更理由
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前	変更後	
2.8.28	新本牧ふ頭建設工事（その10・外周護岸B―1基礎及び本体工）請負契約	若築・松浦企業建設共同企業体	2.7.7議決 契約金額 1,056,000,000円 完成期限 令和3年9月15日	契約金額 1,057,939,300円 完成期限 令和3年9月15日	公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため
2.10.2	横浜みなとみらいホール改修工事（建築工事）請負契約	鹿島・NB・石井建設共同企業体	2.9.16議決 契約金額 3,286,800,000円 完成期限 令和4年7月29日	契約金額 3,292,300,000円 完成期限 令和4年7月29日	同
2.10.5	横浜市中央卸売市場食肉市場電力供給設備改修工事（電気設備工事）請負契約	新興・三沢建設共同企業体	元.7.17専決 契約金額 998,800,000円 完成期限 令和3年3月31日 元.6.4議決 契約金額 967,680,000円 完成期限 令和3年3月31日	契約金額 1,046,100,000円 完成期限 令和3年3月31日	電力の負荷容量を変更し、受変電設備の仕様を見直す等のため

参　考

水第４号議案　横浜市水道条例の一部改正

１　趣旨

平成 13 年度の料金改定以降、水道料金の減収が続き、水道局では民間委託などの業務効率化や職員数の削減などを図って対応してまいりました。水道施設の老朽化が進む中、更新・耐震化を着実に進め、将来に向け水道事業を持続可能なものとするため、水道料金等の改定を行うこととし、横浜市水道条例の一部を改正します。

料金改定実施時期　令和３年７月　※ 継続利用のお客さまは９月検針分から新料金となります。
料金算定期間　令和３年９月～令和６年３月
平均改定率　12.0％
総括原価　1,830 億円

２　水道料金改定（案）

(1) 水道料金体系

ア　料金体系の主な変更点

変更項目	現行の料金体系	新料金体系	内容
基本料金	一律 790 円	口径別料金	メーターの口径に応じた基本料金とします。
従量料金	用途別	口径別料金	メーターの口径に応じた従量料金とします。
基本水量	１か月につき８㎥	廃止	基本料金と従量料金（使用した水量分）をお支払いいただく体系とします。
最低使用水量	口径 25 ㎜以下　8 ㎥ 口径 40 ㎜～100 ㎜　50 ㎥ 口径 150 ㎜以上　100 ㎥	廃止	口径別への移行や基本水量の廃止に伴い、最低使用水量を廃止します。

イ　基本料金及び従量料金の単価設定

（ア）一般用（旧家事用・旧業務用）の改定率

・口径 13㎜～25 ㎜（全給水戸数の 99％）の改定率は、１か月当たりの平均使用水量における改定率を 10.7％～11.9％とし、その他の使用水量においても平均改定率の 12.0％を下回るようにします。

・口径 40 ㎜以上（全給水戸数の１％）の改定率は、口径 13 ㎜～25 ㎜に配慮したことにより、平均改定率を超える改定となりますが、１か月当たりの平均使用水量における改定率を 13.0％～13.9％とするとともに、その他の使用水量においてもできる限りの平準化を図ります。

（イ）公衆浴場用の改定率

できる限り負担増とならないよう設定し、１か月当たり一律 92 円の増額とします。

ウ　新料金表（税抜・１か月当たり）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">用途及びメーターの口径</th><th rowspan="2">基本料金</th><th colspan="9">従量料金（1㎥につき）</th></tr>
<tr><th>1～8㎥</th><th>9～10㎥</th><th>11～20㎥</th><th>21～30㎥</th><th>31～50㎥</th><th>51～100㎥</th><th>101～300㎥</th><th>301～1000㎥</th><th>1001㎥～</th></tr>
<tr><td rowspan="10">一般用</td><td>13㎜</td><td>840円</td><td rowspan="3">4円</td><td rowspan="3">48円</td><td rowspan="3">177円</td><td rowspan="3">253円</td><td rowspan="3">301円</td><td rowspan="3">327円</td><td rowspan="3">358円</td><td colspan="2" rowspan="3">413円</td></tr>
<tr><td>20㎜</td><td>845円</td></tr>
<tr><td>25㎜</td><td>850円</td></tr>
<tr><td>40㎜</td><td>10,150円</td><td colspan="5">25円</td><td rowspan="4">329円</td><td rowspan="7">364円</td><td rowspan="7">419円</td><td rowspan="7">463円</td></tr>
<tr><td>50㎜</td><td>10,500円</td><td colspan="5">20円</td></tr>
<tr><td>75㎜</td><td>10,900円</td><td colspan="5">15円</td></tr>
<tr><td>100㎜</td><td>12,000円</td><td colspan="5">10円</td></tr>
<tr><td>150㎜</td><td>30,000円</td><td colspan="6">30円</td></tr>
<tr><td>200㎜</td><td>42,000円</td><td colspan="6">20円</td></tr>
<tr><td>250㎜</td><td>52,000円</td><td colspan="6">10円</td></tr>
<tr><td colspan="2">公衆浴場用</td><td>850円</td><td>4円</td><td colspan="9">42円</td></tr>
</table>

②－１

【参考】現行の料金表（税抜・１か月当たり）

用途区分	基本料金	従量料金（1㎥につき）							
	0～8㎥	9～10㎥	11～20㎥	21～30㎥	31～50㎥	51～100㎥	101～300㎥	301～1000㎥	1001㎥～
家事用	790円	43円	158円	226円	269円	293円	320円	320円	320円
業務用								369円	409円
公衆浴場用		42円							

口径	最低使用水量
40㎜～100㎜	50㎥
150㎜以上	100㎥

最低使用水量適用時の支払額

50㎥	10,096円
100㎥	24,746円

エ　１か月当たりの平均使用水量における改定率（税抜）

	給水戸数		平均使用水量における改定率【１か月】				
	戸数（戸）	構成比	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額	改定率
13㎜	218,019	11.91%	11㎥	1,034円	1,145円	＋111円	10.7%
20㎜	1,500,705	81.95%	15㎥	1,666円	1,858円	＋192円	11.5%
25㎜	100,563	5.49%	17㎥	1,982円	2,217円	＋235円	11.9%
40㎜	7,056	0.39%	150㎥	40,746円	46,050円	＋5,304円	13.0%
50㎜	3,390	0.18%	408㎥	128,598円	146,002円	＋17,404円	13.5%
75㎜	964	0.05%	795㎥	271,401円	308,305円	＋36,904円	13.6%
100㎜	293	0.02%	1,658㎥	616,168円	699,704円	＋83,536円	13.6%
150㎜	177	0.01%	3,400㎥	1,328,646円	1,510,300円	＋181,654円	13.7%
200㎜	63	0.00%	7,778㎥	3,119,248円	3,548,314円	＋429,066円	13.8%
250㎜	6	0.00%	8,993㎥	3,616,183円	4,119,859円	＋503,676円	13.9%
公衆浴場用	62	0.00%	906㎥	38,506円	38,598円	＋92円	0.2%

【計算例】口径 40 ㎜、使用水量 50 ㎥の場合

現行料金　10,096 円
↓
新料金　　11,400 円
　基本料金 10,150 円
＋従量料金 1,250 円※
　※ 25 円×50 ㎥

改定額　　1,304 円
改定率　　12.9%

(2) 福祉減免制度

料金改定後も従来のとおり基本料金を減免する制度として継続します（口径 40 ㎜以上の減免対象者については、口径 25 ㎜の基本料金を上限として減免します）。

ただし、基本水量（８㎥）の廃止に伴い、１～８㎥の従量料金については減免の対象外とします。

3　料金改定実施後の財政収支計画

平均改定率 12.0%の料金改定を行った場合、中期経営計画の最終年度の令和５年度末には、累積資金残額は 124 億円まで改善する見込みです。また、次期中期経営計画の最終年度である令和９年度末の累積資金残額は、必要な施設整備を行った上で、１億円確保できる見込みです。

料金改定前の財政収支計画（案）

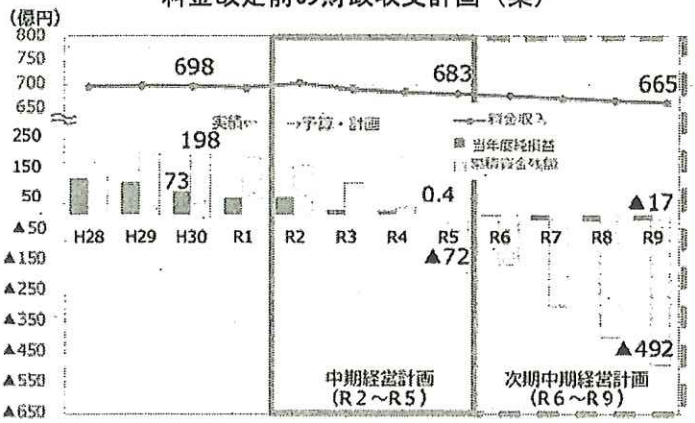

料金改定後の財政収支計画（案）

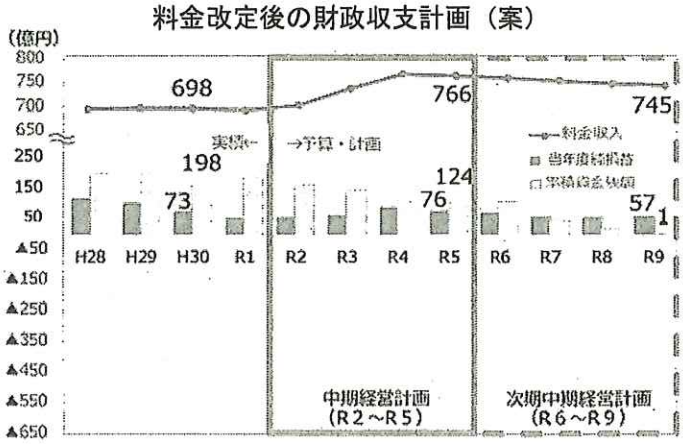

4　その他

今回の料金改定に合わせて、水道法施行令の一部改正に伴う改正など所要の改正を行います。

5　施行日

令和３年７月１日（ただし、第９条第１項、第 37 条第２項及び第 38 条の規定については公布の日）

②-2

Ⅱ　予算議案

件　　名	概　　要
1　補　正　予　算（1件）	
市第 98 号議案 令和２年度横浜市一般会計補正予算（第４号）	歳入歳出予算補正 補正額　　2,914,936 千円 ほか債務負担行為補正、市債補正